第四十三条第二項の表第十七条第十二項の規定により読み替えて適用する同条第九項及び第十一項の項の次に次のように加える。

第十八条の二第十二項	）を備える市町村の長	。以下この項において同じ。）を備える市の市長を経由して当該住民基本台帳を作成した区長

（総務省組織令の一部改正）

第六条　総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第十三号及び第四十七条第二号中「通知並びに」を「通知、」に改め、「管理」の下に「並びに同条第八項に規定するカード代替電磁的記録の発行及び管理」を加える。

第二章　経過措置

第七条　地方公共団体情報システム機構は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前においても、改正法第三条の規定（同号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十八条の二の規定の実施のために必要な準備行為をすることができる。

附　則

この政令は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。ただし、第四条の規定中情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令別表更生保護法の項の改正規定及び第七条の規定は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂

総務大臣　村上誠一郎